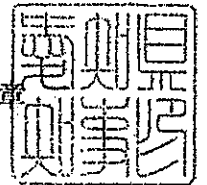


3.1 文芸第 382 号

令和 2 年 3 月 23 日

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長代行 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀 章



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の変更交付決定について（通知）

令和 2 年 3 月 23 日付け 31 国芸祭第 62 号の申請については、下記のとおり決定
します。

記

1. 負担金交付決定額

既交付決定額 (A)	613,512,000円
今回変更交付決定額 (B)	△11,671,000円
変更後の交付決定額 (A+B)	601,841,000円

2. 負担金の交付の条件

- (1) 負担金の交付の対象は、あいちトリエンナーレ実行委員会の運営に係る経費とする。
- (2) 事業の内容を変更し、又は中止し、もしくは廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 実績報告書については、本年度の事業完了後、決算書を添えて、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) この事業について残金が生じた場合には愛知県へ返還するものとする。

担 当 県民文化局文化部文化芸術課

トリエンナーレ推進室調整グループ

電 話 052-971-6182 (ダイヤルイン)